

令和7年度
杉谷埋立地周辺環境水質検査業務委託
仕 様 書

久留米市環境部

令和7年度杉谷埋立地周辺環境水質検査業務委託

1 業務概要

本業務は、杉谷埋立地の下流域に位置する、一ノ瀬親水公園の井戸水、及び河川水、並びに高良内町の家庭の井戸水の水質を検査するものである。

2 履行場所

久留米市高良内町地内(別添、採取採取位置図のとおり)

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務遂行上の遵守事項

- ・業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- ・業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
- ・業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- ・本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

5 検査項目及び検査頻度

別紙、「親水公園井戸水質検査要領書」、「親水公園河川水質検査要領書」、及び「高良内町家庭井戸水質検査要領書」のとおりとする。

6 検査頻度と試料採取日

検査の頻度はいずれの検査も1回／年とし、試料採取日は予め市より指定する。ただし、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上、決定する。

7 計量証明書の提出

検査終了後、その都度速やかに計量証明書等を作成し、2部提出すること。提出にあたっては、採取時の写真等を併せて提出すること。

8 業務完了報告

本業務における全ての検査業務が完了したときは、直ちに受注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

9 委託料の支払い

前条の業務完了届により、本業務が適正に履行されたと認められたときは、業務委託料に関する請求書を提出することができる。

10 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ・排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

11 その他

請負者は、本業務の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

○親水公園井戸水質検査要領書

1 検査の目的

杉谷埋立地の下流に位置する親水公園内の井戸水の水質検査を実施することにより、周辺環境への影響を確認することを目的とする。

2 採取場所

一ノ瀬親水公園内(久留米市高良内町 1439-17)に設置の井戸より採水(別添の図面参照)

3 分析項目及び分析方法

① 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、油膜の有無

② 検査項目

検査項目及び分析方法：

項 目	分析方法
塩化物イオン濃度	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。
電気伝導率	
水素イオン濃度	
カドミウム及びその化合物	
シアン化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
ヒ素及びその化合物	
総水銀	
アルキル水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル(P C B)	
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	
1, 4-ジオキサン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	
1, 1-ジクロロエチレン	
1, 2-ジクロロエチレン	
1, 1, 1-トリクロロエタン	
1, 1, 2-トリクロロエタン	
1, 3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	

○親水公園河川水質検査要領書

1 検査の目的

杉谷埋立地周辺水域の水質検査を行い、生活環境等への影響を確認することを目的とする。

2 採取場所

一ノ瀬親水公園(久留米市高良内町 1439-17)敷地内の河川より採水(別添の図面参照)

3 検査項目及び分析方法

①採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、油膜の有無

② 検査項目

検査項目及び分析方法：

項 目	分析方法
カドミウム	JIS K 0102 (2019) 55.4
シアン化合物	S46 環境庁告示第 59 号付表 1
鉛	JIS K 0102 (2019) 54.4
六価クロム	JIS K 0102 (2019) 65.2.1
ヒ素	JIS K 0102 (2019) 61.4
総水銀	S46 環境庁告示第 59 号付表 2
アルキル水銀	S46 環境庁告示第 59 号付表 3
P C B	S46 環境庁告示第 59 号付表 4
トリクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.2
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1・2-ジクロロエタン	
1・1-ジクロロエチレン	
シス-1・2-ジクロロエチレン	
1・1・1-トリクロロエタン	
1・1・2-トリクロロエタン	
1・3-ジクロロプロペン	
チウラム	S46 環境庁告示第 59 号付表 5
シマジン	S46 環境庁告示第 59 号付表 6(第 1)
チオベンカルブ	
ベンゼン	JIS K 0125 (2016) 5.2
セレン及びその化合物	JIS K 0102 (2019) 67.4
ホウ素	JIS K 0102 (2019) 47.4
フッ素	JIS K 0102 (2019) 34.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 (2019) 43.1.3, 43.2.6
全亜鉛	JIS K 0102 (2019) 53.4
1・4-ジオキサン	S46 環境庁告示第 59 号付表 8 第 3
水素イオン濃度	JIS K 0102 (2019) 12.1
生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 (2019) 21, 32.3
浮遊物質	S46 環境庁告示第 59 号付表 9
溶存酸素	JIS K 0102 (2019) 32.4

○高良内町家庭井戸水質検査要領書

1 検査の目的

杉谷埋立地下流域の井戸水の水質検査を行い、生活環境等への影響を確認することを目的とする。

2 採取場所

別添の地図に示す高良内町内の家庭に設置されている井戸(計 16 箇所)より採水
(採取場所の詳細については、検査日に市の職員の案内の上指定する)

3 検査項目及び分析方法

① 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温

② 検査項目

検査項目及び分析方法：

項 目	基準値及び目標値	分析方法
一般細菌	1 0 0 個/mL 以下	水道法水質基準及び水質管理目標設定項目の検査方法による。
大腸菌	検出されないこと	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 0 m g /L 以下	
有機物等 (T O C)	3 m g /L 以下	
味	異常でないこと	
臭気	異常でないこと	
色度	5 度以下	
濁度	2 度以下	
水素イオン濃度	5 . 8 ~ 8 . 6	
塩化物イオン	2 0 0 m g /L 以下	
ヒ素及びその化合物	0 . 0 1 m g /L 以下	
鉄及びその化合物	0 . 3 m g /L 以下	
アンモニア性窒素	—	
カルシウム、マグネシウム(硬度)	3 0 0 m g /L 以下	
残留塩素	—	

4 試料採取についての留意事項

- ・試料採取日は市が各家庭と調整し、請負者に指定する。
- ・試料採取は市の立ち合いのもと、各家庭から同意を得た上で指定された水栓より採水する。
- ・試料採取の時間は特別な場合を除き、原則として 9 : 00 ~ 17 : 00 の間に行う。
- ・雨天・留守等で採水できない場合には順延する。順延する場合の日程調整については市が行うものとする。